

現行の係数算出方法における課題と対応について

平成28年6月17日

温対法に基づく事業者別排出係数の
算出方法等に係る検討会事務局

今回改正を検討するものについて

- ◆平成28年4月1日より、電力の小売全面自由化を実施。
- ◆これにあわせ、電気事業者ごとのCO2排出係数の算出方法等について、所要の見直しを行う必要がある。
- ◆具体的には、計画値同時同量制度におけるCO2排出量の考え方や「電力の小売営業に関する指針」等を踏まえて算定制度の見直しの検討を行う。

今回検討する内容は以下の1～3の3点であり、パブコメを実施し、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(以下「通達」という)の改正を行うこととしたい。

1. メニュー別排出係数の運用について(昨年からの継続検討)

本資料のP. 2～7

2. 京都メカニズムクレジット等の取扱いについて

本資料のP. 8～11

3. 計画値同時同量制度におけるCO2排出量の考え方

本資料のP. 12～18

4. その他

本資料のP. 19～

1. メニュー別排出係数の運用について(昨年からの継続検討)

温対法に基づくCO2排出量の報告について



- ▶ 昨年2月及び3月の排出係数検討会においては、メニュー別排出係数の算定方法等について議論し、一定の結論を得たところ。
- ▶ 今回は、電気事業者のCO2排出係数と特定排出者のCO2排出量の報告時期等に着目し、議論いただきたい。具体的には、メニュー別排出係数の報告と公表時期の取扱いについて検討する。

現行の取り扱い

○温対法に基づき特定排出者が「X年度のCO2排出量」を算定するにあたっては、国が公表する「X-1年度の実績に基づいた電気事業者ごとのCO2排出係数」に特定排出者が「X年度に購入した電気の量」を乗じて算出することとされている。(以下、この排出係数の算定年度と電気の購入年度のズレを「期ズレ」と呼ぶ)

$$X\text{年度のCO2排出量} = (X-1\text{年度実績のCO2排出係数}) \times (X\text{年度に購入した電気の量})$$

【現行制度の概要】

	X-1年度	X年度	X+1年度
電気事業者のCO2排出係数報告	 係数算定年度		
国の係数告示		(7月末まで) 報告	
特定排出者のCO2排出量報告		(秋頃) 公表	
		(7月末まで) 報告	
		 電気の購入年度	

※ 図中の「ズレ」は、国の係数告示と特定排出者のCO2排出量報告の時期差を示している。

メニュー別排出係数の運用について

問題提起

- 昨年2月及び3月の排出係数検討会においては、メニュー別排出係数の作成・報告は事業者の任意とすることやメニュー別排出係数については電源を特定させること等を取り決めた。
- 他方で特定排出者が購入した電気の購入年度と報告に用いる電気事業者のCO2排出係数の算定年度が現状では一致しないことから、仮に特定排出者が低CO2メニューの電気をX年度に購入したとしても、X年度のCO2排出量の報告の際に用いる当該メニューの排出係数が少なくとも初年度には存在しないといった課題がある。
- なお、新規参入者の排出係数については、参入年度の前年度の排出係数が存在しないため、参入時から参入年度末までに需要家に供給した電気について、排出係数を算出し、翌年度当初に国に提出することで、参入年度における特定排出者の報告に支障を来たさないこととしている。(期ズレは生じない)

対応方針(案)

- 上記を踏まえ、メニュー別排出係数の告示を希望する電気事業者については、(新規参入者の取扱いと同様に、)メニュー設定時点から年度末までに需要家に供給したメニュー別電気について、排出係数を算出し、翌年度初めに国に提出することとし、期ズレを生じない方法を採用することとしてはどうか。

メニュー別排出係数の報告時期等について

メニュー別排出係数の報告に係る取扱い

- (1) 電気事業者はX年度に需要家に供給した料金メニュー別電気について、排出係数を算定し翌年度6月半ばまでに国に報告。
- (2) 国は電気事業者から提出されたメニュー別排出係数について確認し、特定排出者のCO2排出量の報告期限に間に合うよう6月中に当該メニュー別排出係数を公表する。
- (3) 特定排出者は、X年度に購入した電気にX年度の実績に基づいた排出係数を乗じてCO2排出量を報告。

$$\text{X年度のCO2排出量} = (\text{X年度実績のメニュー別排出係数}) \times (\text{X年度に購入したメニュー別電気の量})$$

- ※ただし、メニュー別排出係数のうち「残差により作成される係数」については、係数算定に係るデータが膨大であり、事業者にとって係数算出が過度な負担となるため、X+1年度7月末の報告とする。
- ※上記の取扱いから、「残差により作成される係数」については、特定排出者はX年度に購入した電気にX-1年度の実績に基づいた排出係数を乗じてCO2排出量を報告とするため「期ズレ」が生じる。さらに、メニュー設定初年度は、X-1年度実績に基づいた「残差により作成される係数」が存在しないため、特定排出者は事業者全体の調整後排出係数を用いて報告する。
- ※2年目以降のメニュー別排出係数の報告の取扱いについても、同様とする。

【メニュー別排出係数の報告スキーム】

	X-1年度	X年度	X+1年度	X+2年度
電気事業者のCO2排出係数報告		X年度中にメニュー設定 → 係数算定年度	報告(残差以外の係数) (6月半ば) 報告(残差による係数) (7月末)	
国の係数告示		一致	期ズレ 公表(残差以外の係数) (6月中) 公表(残差による係数) (秋頃)	
特定排出者のCO2排出量報告		電気の購入年度	報告(7月末まで) 電気の購入年度	報告(7月末まで)

翌年度以降も同様とする

その他論点（昼夜別係数について）

昼夜別係数の廃止について

- 現行通達上、特定規模電気事業者が一般電気事業者より調達して需要家に供給した電気については、当該電気を昼間、夜間に区分して実二酸化炭素排出量を算定することができることとしている。
- この昼夜別係数については、一般電気事業者と特定規模電気事業者の間の取引の場合、電源を特定しない取引であるため、より実態に近く精度の高い係数算定に資するという目的がその導入の背景にある。
（下記参考：第1回排出係数検討会議事録）
- 小売全面自由化に伴い、一般電気事業者と特定規模電気事業者という区分がなくなったことを受け、今回、昼夜別係数については廃止することとする。

（参考） 第1回排出係数検討会（平成19年1月31日）議事録

（事務局）

～中略～

それでは何故昼夜別という概念を導入したかと申しますと、これは卸電力取引のような事業者間取引において、一般電気事業者間取引であれば通常電源が特定されているため特段の問題が生じないところ、一般電気事業者と特定規模電気事業者の間の取引の場合、電源を特定しない取引であるため、それなりの取引量があるところでもあり、昼夜別係数の導入によって、精度を高められるものではないか考えたものです。

(参考) 第10回排出係数検討会資料より (平成27年2月13日、資料2)

3. 料金メニューに応じたCO2排出係数の具体的検討

<メニュー別係数制度案>

メニュー別係数の告示を希望する電気事業者が、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューにかかる係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別係数を作成・報告する。国は報告された係数について告示し、需要家(特定排出者)が告示された係数を利用する。

【イメージ(3つのメニュー別係数を設定した場合)】



【数値例】

	事業者計	メニュー別係数A (FIT以外)	メニュー別係数B (FIT以外)	メニュー別係数C (FIT以外)	FITによる調達
販売電力量[GWh] (X-1年度実績)	10,000	50	1,500	(残差)7,450	1,000
CO2排出量[千t-CO2] (X-1年度実績)	4,000	0	100	(残差)3,900	(後述)
排出係数[kg-CO2/kWh] (X年度告示、FIT調整前)	0.400	0.000	0.067	0.523	(後述)

※なお、告示するメニュー別係数は、FIT調整を加味した調整後係数とすることが妥当(後述)と考えられるが、上記【数値例】はFIT調整を加味していない点に留意。

2. 京都メカニズムクレジット等の取扱いについて

京都メカニズムクレジット等の取扱いについて

京都議定書第一約束期間の終了に伴う見直し

- 京都議定書第一約束期間(平成20年度～24年度)の調整期間終了(平成27年11月18日)に伴い、第一約束期間の京都メカニズムクレジットは、平成27年10月19日が償却前移転※の申請期限とされた。このため、電気事業者が調整後排出係数の算出に用いる京都メカニズムクレジットについては、平成27年11月18日までに償却前移転が行われたもの(平成27年10月19日までに償却前移転の申請が行われたもの)に限ることを明確化する。

※償却前移転・・・償却を目的として国の管理口座に無償で移転することをいう。

海外認証排出削減量(JCMクレジット)の追加について

- 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、特定排出者が調整後温室効果ガス排出量を算定する際に用いるクレジットとして、京都メカニズムクレジット及び国内認証排出削減量に、海外認証排出削減量(JCMクレジット)が加えられた。
- よって、電気事業者が調整後排出係数の算出に用いることができるクレジットについても海外認証排出削減量(JCMクレジット)を追加することとする。

【二国間クレジット制度(JCM)】

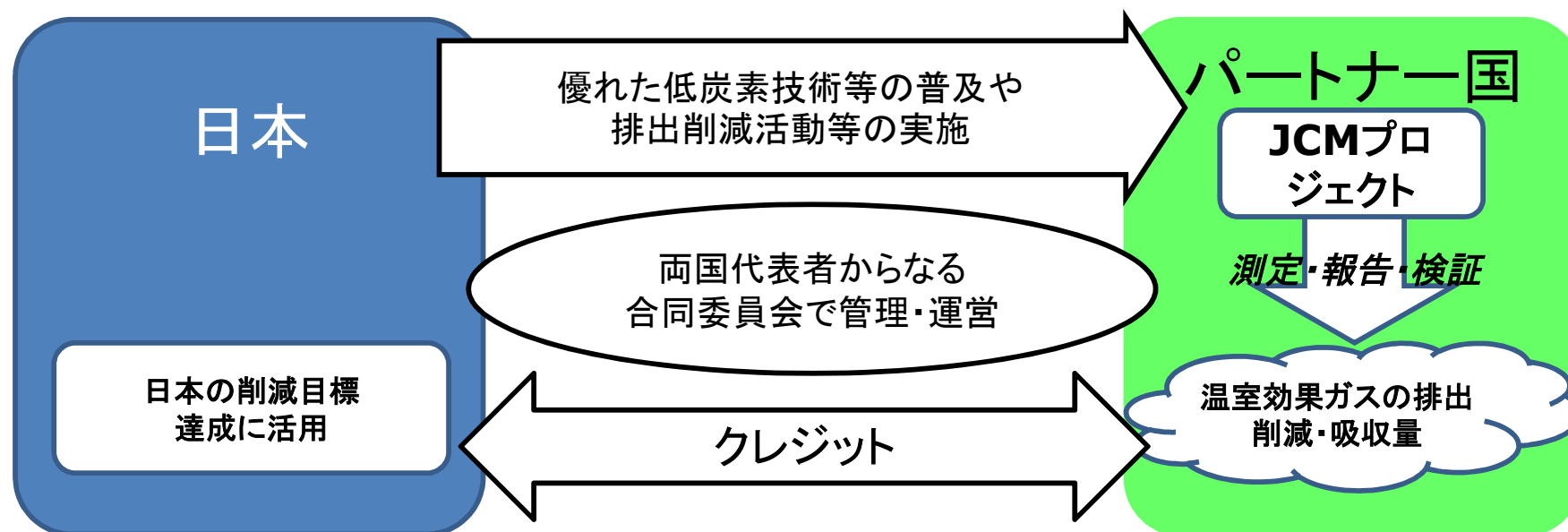
途上国の温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用する制度

【電気事業者の調整後CO2排出量の算定に用いることができるクレジット】

京都メカニズムクレジット、国内クレジット、オフセット・クレジット、J-クレジット、JCMクレジット(今回追加)

(参考) 海外認証排出削減量 (JCMクレジット) について

- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する。
- COP21(平成27年11-12月)において、安倍総理が『日本は、二国間クレジット制度などを駆使することで、途上国の負担を下げながら、画期的な低炭素技術を普及させていきます』と演説する等、政府全体としてJCMを推進。
- 現在、インドネシア、ベトナム等の16か国と署名済み。その他の国とも署名に向けた協議を行っている。
- JCMを推進するため、JCMプロジェクトの組成に係る支援(設備補助事業・JICA等連携事業・ADB拠出金・REDD+補助事業・NEDO実証事業によるプロジェクト支援、実現可能性調査等)及びJCMの手続に係る支援を実施。



その他クレジットの利用における見直しについて

①クレジット様式の見直しについて

○現行様式では「自ら償却前移転等したクレジット(表7、9)」と「他者から調達した電気に係る償却前移転されたクレジット(表8、10)」としているが、自らに代わり第三者が償却前移転等したクレジットを用いた場合(いわゆる「代理償却」)にいずれの様式に記載すればよいか明確でない。

⇒上記を踏まえ、表8及び表10を代理償却されたクレジットに係る報告様式とし明確化することとする。

②クレジットの償却前移転等の期間について

○現行通達では、既存事業者のクレジットの償却前移転等の期間については、係数算出対象年度とその翌年度の4月1日から6月30日までの間としているが、新規参入者の初回や2回目の報告に係るクレジットの償却前移転等の期間については明記していない。

⇒上記を踏まえ、新規参入者の初回や2回目の報告に係るクレジットの償却前移転等の期間については、既存事業者の取扱いと整合がとれるよう、また、係数の報告時期(※)も踏まえ、以下のとおりとする。

※新規参入者の報告時期は毎年6月中旬頃と定めている。

初回報告:係数算定対象期間(参入時から参入年度末)とその翌年度の4月1日から5月31日

2回目報告:係数算定対象期間(参入した月から12ヶ月間)とその翌月からその翌年度の5月31日

3. 計画値同時同量制度におけるCO₂排出量の考え方

一般送配電事業者の排出係数について

問題提起

- これまで、離島供給やインバランス供給に係るCO2排出係数は、一般電気事業者の事業者別排出係数を使用していた。
- 自由化後、一般電気事業者は小売・発電・送配電に類型化されたが、離島供給や発電・需要側インバランスの調整は一般送配電事業者が担うこととなる。
- 一般送配電事業者のCO2排出係数については、旧一般電気事業者の小売部門のCO2排出係数と必ずしも一致しないことから、以下のとおり整理することとしてはどうか。

原則的な考え方	現 行	自由化後
離島供給や最終保障供給に係るCO2排出係数	一般電気事業者のCO2排出係数	一般送配電事業者のCO2排出係数
インバランス供給に係るCO2排出係数		

対応方針(案)

- 一般送配電事業者の排出係数については、一般送配電事業者が算出し国が公表する係数を原則としつつも、①各一般送配電事業者が地域間連系線をつながり、相互に電力融通しながら電力品質を維持していること、②一般送配電事業者の供給する電気は安定供給の観点から調達されるものであり、電気事業者の平均的な係数に近似すると考えられることから全国平均係数(前年度に告示した全電気事業者の排出係数に係る加重平均値)で代用することも可能としてはどうか。
- ただし、沖縄電力については系統が独立していることから、原則、一般送配電事業者としての係数を算出し、国が公表することとしてはどうか。
なお、送配電事業者の係数を全国平均係数で代用する運用は、小売自由化後の最初の係数報告となる平成29年度報告から適用する。(平成28年度の係数報告については自由化前の実績報告である為、従前どおり一般電気事業者の係数を使用)

計画値同時同量制度の導入

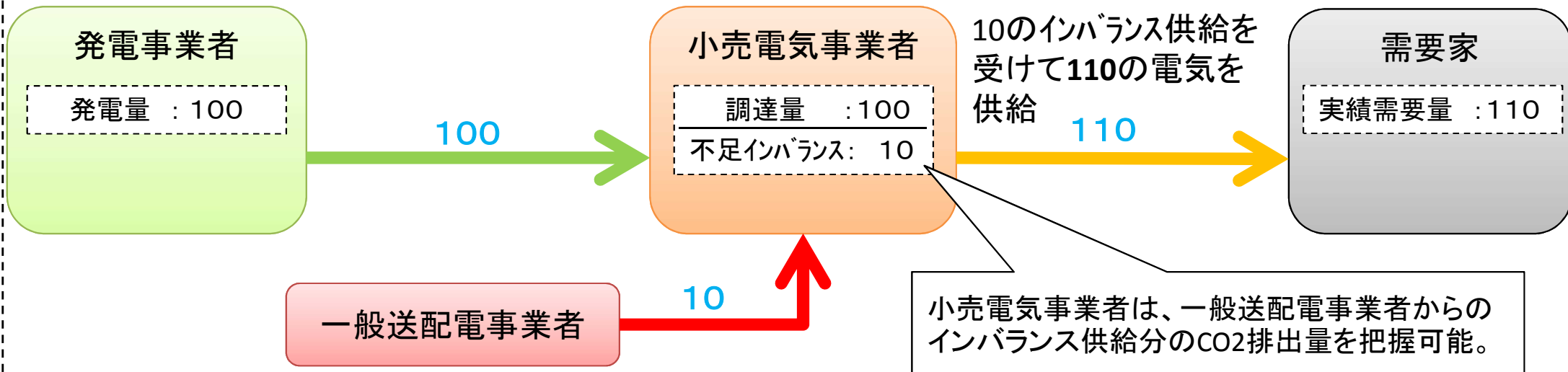
	制度概要	インバランスの考え方	小売電気事業者のCO2排出量の考え方
実同時同量制度	◆実発電量と実需要量との差分を小売のインバランス量とする。	◆インバランスは、小売電気事業者と一般送配電事業者との間で精算。	◆一般送配電事業者からのインバランス供給分に係るCO2排出量を把握可能。 ◆発電事業者から調達した電気に係るCO2排出量を把握可能。
計画値同時同量制度	◆発電と小売のそれぞれが計画発電量と計画需要量を事前登録し、当該計画値と実績値とのそれぞれの差分をインバランス量とする。	◆インバランスは、発電事業者と一般送配電事業者との間、小売電気事業者と一般送配電事業者との間で、それぞれ精算。	◆送配電事業者からのインバランス供給分に係るCO2排出量を把握可能。 ◆発電事業者から調達した電気に係るCO2排出量は、送配電事業者からの供給分や他の発電所からの供給分が含まれる場合があり、 小売電気事業者が把握することが困難な場合がある。

問題提起

- 計画値同時同量制度では、発電側で発生したインバランスは小売側の需要とは無関係に発電側で調整される。このため、発電側トラブル等で計画通りの発電が出来ない場合でも、小売電気事業者には計画どおり供給されることとなる。
- 他方で、計画どおりに供給されたと整理されても、その供給された電気にインバランス供給分や他社の発電所からの供給分が含まれる場合、小売電気事業者側でそれらを把握することは困難。

計画値同時同量制度におけるCO2排出量の考え方①

<実同時同量>



<計画値同時同量>



計画値同時同量制度におけるCO2排出量の考え方②

対応方針(案)

○前述のとおり、計画値同時同量制度では、小売電気事業者が発電事業者から供給を受けたインバランス調整等された電気のCO2排出量を把握することは困難な場合がある。このため、「電力の小売営業に関する指針」に示される電源構成の開示方法を踏まえ、以下の算出方法を採用することとしてはいかがか。

(※いずれの方法を採用するかは小売事業者の任意だが、報告に当たって算定方法を示し、電源構成の開示とも揃える。)

【電力の小売営業に関する指針(抜粋)】

②インバランス供給を受けた電気を過去の電源構成の実績値に仕分ける方法

電源構成を開示する小売電気事業者が一般送配電事業者から補給を受けているインバランス供給については、当該一般送配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値を織り込んで算定することが望ましい。(当該数値が公表されていない場合には、その他へ分類する。以下同じ)

また、電源構成を開示する小売電気事業者が計画値同時同量を採用している場合には、発電事業者側に対してもインバランス供給が発生することとなるが、これについては、①発電事業者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたとみなして算定する方法、又は②補給を行う一般送配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値を織り込んで算定する方法のいずれかを採用することが望ましい。

①発電事業者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたとみなして算出する方法

$$\text{小売電気事業者に係るCO2排出量} = \text{発電事業者のCO2排出係数} \times \text{計画発電量(100)} + \text{一般送配電事業者のCO2排出係数} \times \text{需要側のインバランス供給分(10)}$$

※発電所の排出係数によらず、燃料消費量に基づきCO2排出量を算出する事も可能。

②補給を行う一般送配電事業者が公表する排出係数等を織り込んで算出する方法

$$\text{小売電気事業者に係るCO2排出量} = \text{発電事業者のCO2排出係数} \times \text{実績発電量(60)} + \text{他の発電事業者のCO2排出係数} \times \text{他社受電量(15)} + \text{一般送配電事業者のCO2排出係数} \times \text{発電側のインバランス供給分(25)} + \text{一般送配電事業者のCO2排出係数} \times \text{需要側のインバランス供給分(10)}$$

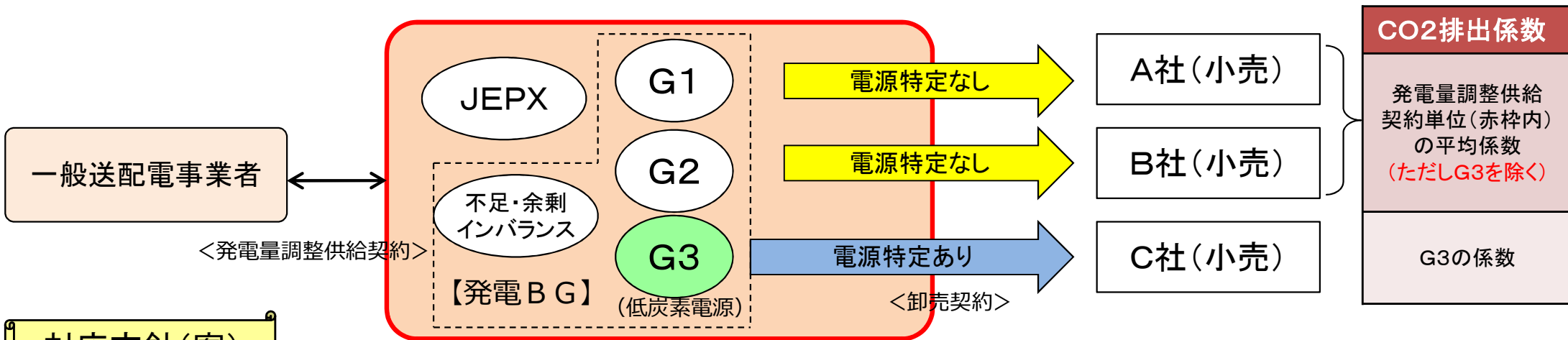
小売側では把握困難な場合がある

発電バランスグループにおけるCO2排出量の考え方

問題提起

○計画値同時同量制度においては、複数の発電者(*)がバランスグループ(以下「発電BG」と呼ぶ)を組んで電気を供給することが想定されるところ、発電BGにおける排出係数算出については明確な規定がない。

*法的に位置付けられた「発電事業者」だけでなく、発電事業者の要件に該当しない託送供給約款上の「発電者」も含む。



対応方針(案)

- 小売電気事業者が発電BGから調達した電気に係るCO2排出係数は、発電量調整供給契約単位(赤枠内)の平均係数を使用することとする。
- また、「電力の小売営業に関する指針」における整理を踏まえ、小売電気事業者が他者から調達した電気について、当該調達先との間で契約上特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、当該調達先の排出係数を使用してCO2排出量を算定する。
- ただし、例えば低炭素電源として特定の発電所から電気を供給する契約を結んでいる場合は、その当該調達に係る電力量を発電量調整供給契約単位(赤枠内)の平均係数として算定することは、環境価値のダブルカウントとなるため不可。(※)

※不正な取引や電気事業法上問題となる行為については、業務改善命令又は業務改善勧告の対象となる。

業務改善命令: 電気事業法に基づく経済産業大臣の業務改善命令(同法第2条の17等)

業務改善勧告: 電気事業法第66条の11第1項に基づく電力・ガス取引監視等委員会の電気事業者に対する勧告

(参考) 電力の小売営業に関する指針(抜粋)

(3) 電源構成等の適切な開示の方法

ウ 問題となる行為

い) 一般的に問題となるもの

⑤過去の実績情報等を含む電源構成等に関する情報が利用可能な電気の卸売(常時バックアップを含む。)を受けている際に、当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。

(※)常時バックアップについては、資源エネルギー庁が集計している電力調査統計において公表される一般電気事業者(平成28年度以降の実績値を用いる場合は、旧一般電気事業者の発電部門)の電源種別の発電実績(ただし、当該一般電気事業者がウェブサイト等で電源構成を公表している場合は当該数値)に基づき仕分けの必要がある(この場合、前述の1(3)イii)の具体例「※3」のような説明を示す必要がある。)

小売電気事業者が他者から調達した電気については、当該調達先から電源構成の情報が開示されている場合や、当該調達先との間の契約上特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、当該小売電気事業者が調達した電力量について電源構成を仕分けることが可能である。

また、発電所を特定せずに電気を調達することとしている場合であっても、当該調達先から電源構成情報の開示を受けている場合や、当該調達先のホームページにおいて過去の電源構成が公開されている場合などには、当該調達した電力量についても、これらの情報を用いて電源構成に仕分けすることが可能である。

したがって、卸売を受けている電気のうち、上記によって仕分けができるものについては、電源構成等の開示にあたっては当該仕分けを行うことが必要となる。卸売を受けている電気のうち、上記によっても仕分けができないものについては、後述の1(3)ウi)⑥を除き、「その他」に区分したとしても問題とはならない。

⑥日本卸電力取引所から調達した電気について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の実排出係数を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法以外の方法で算定すること。

日本卸電力取引所から調達した電気については、実務上の負担にかんがみ、一定の電源構成を算定することは困難であることを踏まえ、実際の電源構成にかかわらず、「卸電力取引所」として区分した上で、どのような電気が含まれ得るのか(水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれ得ること)を明示する必要がある。

⑦小売電気事業者が発電・調達した特定の電源種の電力量について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの電源構成に算入する、又は電源別メニューなどで特定の需要家向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの電源構成に算入するなど、電力量の「二重計上」を行うこと。

4. その他

その他

➤ 小売全面自由化等を受けた制度の見直し

- ① 国はすべての小売電気事業者に対して、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のためのCO2排出係数の実績報告への協力を要請し、国に報告されたCO2排出係数を公表する。
- ② CO2排出係数報告において前々年度実績のCO2排出係数やその要因分析の項目を追加することにより、報告内容を充実させる。

➤ 今後見込まれる検討事項について

その他、本制度において今後見込まれる検討課題としては、以下の点が挙げられる。
これらについては、今後の状況を踏まえた上で、必要に応じて検討会において議論することとしたい。

- ◆ 低炭素電源市場の設計に備えた検討
- ◆ メニュー別排出係数における実排出係数の取扱いについて
- ◆ FIT制度の見直し(送配電買取が導入された場合)に備えた検討
- ◆ その他

**参考：通達改正案について
(議事1～3及び前年度結論に係る改正)**

○ 今回の整理を反映した「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(以下「通達」と言う)の改正案は以下のとおり。

改正前

1. 総論

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)及びこれに基づく命令等に基づき、特定排出者(温対法第21条の2に基づき温室効果ガス算定排出量の報告を行う者をいう。以下同じ。)が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、原則として国が公表した電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第107号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。)ごとの排出係数を用いて算定することとされている。

また、温対法第42条の3の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をすることとされている。

改正後

1. 総論

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)及びこれに基づく命令等に基づき、特定排出者(温対法第21条の2に基づき温室効果ガス算定排出量の報告を行う者をいう。以下同じ。)が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、原則として国が公表した電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第107号)第2条第1項第3号に規定する**小売電気事業者**及び同項第9号に規定する**一般送配電事業者**をいう。以下同じ。)ごとの排出係数を用いて算定することとされている。

また、温対法第60条の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をすることとされている。

その他

1. 総論

(5) 調整後排出係数の算出方法

調整後排出係数は、実二酸化炭素排出量(t-CO₂)に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下「固定価格買取制度」という。)による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量(以下「固定価格買取調整電力量」という。)の割合で実二酸化炭素排出量を調整した量(別紙9参照。以下「固定価格買取調整二酸化炭素排出量」という。)を加えて調整した量から、償却前移転(償却を目的として国の管理口座に無償で移転することをいう。以下同じ。)した京都メカニズムクレジット(温対法第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。)及び排出量調整無効化(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量(国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。)を移転ができない状態にすることをいう。また、償却前移転と排出量調整無効化を併せて「償却前移転等」という。以下同じ。)した国内認証排出削減量のうち、別紙7に掲げるもの(以下「京都メカニズムクレジット等」という。)を控除した量(以下「調整後二酸化炭素排出量」という。)を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する。

議題2関連

前年度結論

1. 総論

(5) 調整後排出係数の算出方法

調整後排出係数は、実二酸化炭素排出量(t-CO₂)に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下「固定価格買取制度」という。)による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量(以下「固定価格買取調整電力量」という。)の割合で実二酸化炭素排出量を調整した量(別紙8参照。以下「固定価格買取調整二酸化炭素排出量」という。)を加えて調整した量から、排出量調整無効化(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量(国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。)及び海外認証排出削減量(海外における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。)の移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。)した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量並びに償却前移転(償却を目的として国の管理口座に無償で移転することをいう。また、排出量調整無効化と償却前移転を併せて「排出量調整無効化等」という。以下同じ。)した京都メカニズムクレジット(温対法第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。)のうち、別紙6に掲げるもの(以下「国内及び海外認証排出削減量等」という。)を控除した量(以下「調整後二酸化炭素排出量」という。)を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する。

なお、料金メニューに応じた排出係数(別紙9参照。以下「メニュー別排出係数」という)の公表を希望する場合には、当該事業者全体の実二酸化炭素排出量と販売電力量とを料金メニューごとに仕訳したうえでメニュー別実二酸化炭素排出量を算定し、そのメニュー別実二酸化炭素排出量を固定価格買取制度による買取電力量に応じて調整したもの(以下「メニュー別固定価格買取調整後二酸化炭素排出量」という)から、電気事業者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量(以下「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」という)を、当該電気事業者の料金メニューごとの販売電力量で除して、メニュー別排出係数を算出することができる。

1. 総論

(6) 実排出係数及び調整後排出係数の公表までの手続

排出量算定対象年度において、以下の手続により、事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を公表する。

【手続】

① 各電気事業者は、係数算出対象年度における実二酸化炭素排出量、調整後二酸化炭素排出量及び販売電力量を基に事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を算出し、算出結果を裏付ける資料(以下「根拠資料」という。)とともに経済産業省及び環境省に提出する。

前年度結論

1. 総論

② 経済産業省及び環境省は、提出された事業者別の実排出係数及び調整後排出係数並びに根拠資料の内容を確認する。なお、根拠資料のうち、電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より申出が行われた資料については、確認後に当該電気事業者へ返却する。

③ 内容を確認した事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を取りまとめ、当該電気事業者の名称とともに官報で告示する。

また、当該排出係数の算出に当たり、各電気事業者が把握した排出量のうち排出量が把握できない事業者に対してのみ用いる係数(以下「代替値」という。)以外を用いた割合(以下「把握率」という。)を公表するとともに、電気事業者より提出された把握できなかった理由も付記する。

前年度結論

1. 総論

(6) 実排出係数及び調整後排出係数の公表までの手続

排出量算定対象年度において、以下の手続により、事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を公表する。

【手続】

① 各電気事業者は、係数算出対象年度における実二酸化炭素排出量、調整後二酸化炭素排出量及び販売電力量を基に事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を算出し、算出結果を裏付ける資料(以下「根拠資料」という。)とともに経済産業省及び環境省に提出する。

なお、メニュー別排出係数の公表を希望する電気事業者は、事業者別の実排出係数及び調整後排出係数の算出に加えて、メニュー別排出係数を算出し、根拠資料とともに経済産業省及び環境省に提出する。

1. 総論

② 経済産業省及び環境省は、提出された事業者別の実排出係数及び調整後排出係数並びに根拠資料の内容を確認する。

なお、メニュー別排出係数が電気事業者から提出された場合には、その係数並びに根拠資料の内容もあわせて確認する。

また、根拠資料のうち、電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より申出が行われた資料については、確認後に当該電気事業者へ返却する。

③ 経済産業省及び環境省は、内容を確認した事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を取りまとめ、当該電気事業者の名称とともに官報で告示する。

なお、複数のメニュー別排出係数を提出した電気事業者の調整後排出係数については、メニュー別排出係数を官報で告示するとともに、事業者別の調整後排出係数を「参考値」として告示する。

また、当該排出係数の算出に当たり、各電気事業者が把握した排出量のうち排出量が把握できない事業者に対してのみ用いる係数(以下「代替値」という。)以外を用いた割合(以下「把握率」という。)を公表するとともに、電気事業者より提出された把握できなかった理由も付記する。

改正前

1. 総論

(7) 事業者別の実排出係数及び調整後排出係数の更新

(6)の手続により、事業者別の実排出係数、調整後排出係数及び代替値を毎年更新の上、秋頃を目処に公表する。ただし、新規参入者の参入年度及び参入次年度については、別紙1に定める時期に公表する。

改正後

1. 総論

(7) 事業者別の実排出係数及び調整後排出係数の更新

(6)の手続により、事業者別の実排出係数、調整後排出係数及び代替値を毎年更新の上、秋頃を目処に公表する。ただし、新規参入者の参入年度及び参入次年度については、別紙1に定める時期に、**メ**ニュー別排出係数の公表を希望する電気事業者については、別紙9に定める時期に公表する。

議題1関連

2. 実二酸化炭素排出量の算定方法

③ 電気事業者及び自家発電事業者等の事業者別の実排出係数

調達した電気について、調達先の事業者別の実排出係数(電気事業者にあつては使用端二酸化炭素排出係数。自家発電事業者等にあつては発電端二酸化炭素排出係数。)が得られる場合については、これを用いて算出する。この場合、電気事業者の事業者別の実排出係数にあつては、国による公表が行われているか否かに関わらず、国が定める算出方法に従って前年度の実績値を用いて算出された排出係数を用い、自家発電事業者等の事業者別の実排出係数については、係数算出対象年度の係数を用いることとする。

また、同一事業者からの調達について、事業所単位の実排出係数と事業者単位の実排出係数の両方を用いて自らの実排出係数を算出する場合にあつては、当該事業所単位の実排出係数に乗じた受電電力量を控除した電力量を事業者単位の実排出係数に乗じるものとする。

注) 自家発電事業者等が事業所別の実排出係数と事業者別の実排出係数の両方を算出して電気事業者に提供する場合にあつては、事業者別の実排出係数の算出に当たり、電気事業者が事業所別の実排出係数を用いて実排出係数を算出した電気に相当する燃料の使用量及び発電した電気の量を控除する。

電気事業者が一般電気事業者から調達して需要家に供給(小売り)した電気については、当該調達先である一般電気事業者の実排出係数に別紙5に定める昼夜別係数に乗じて得られる係数を用いて実二酸化炭素排出量を算定することができる。

議題1関連

議題3関連

2. 実二酸化炭素排出量の算定方法

③ 電気事業者及び自家発電事業者等の事業者別の実排出係数

調達した電気について、調達先の事業者別の実排出係数(電気事業者にあつては使用端二酸化炭素排出係数。自家発電事業者等にあつては発電端二酸化炭素排出係数。)が得られる場合については、これを用いて算出する。この場合、電気事業者の事業者別の実排出係数にあつては、国による公表が行われているか否かに関わらず、国が定める算出方法に従って前年度の実績値を用いて算出された排出係数を用い、自家発電事業者等の事業者別の実排出係数については、係数算出対象年度の係数を用いることとする。

また、同一事業者からの調達について、事業所単位の実排出係数と事業者単位の実排出係数の両方を用いて自らの実排出係数を算出する場合にあつては、当該事業所単位の実排出係数に乗じた受電電力量を控除した電力量を事業者単位の実排出係数に乗じるものとする。

注) 自家発電事業者等が事業所別の実排出係数と事業者別の実排出係数の両方を算出して電気事業者に提供する場合にあつては、事業者別の実排出係数の算出に当たり、電気事業者が事業所別の実排出係数を用いて実排出係数を算出した電気に相当する燃料の使用量及び発電した電気の量を控除する。

注) 計画値同時同量制度を採用している場合の発電事業者側におけるインバランス供給については、①発電事業者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたと見なして算定する方法、又は②発電事業者が供給する卸電力量の電源構成に基づき算出する方法のいずれかを用いて算出することとする。

注) 小売電気事業者が発電バランシンググループから調達した電気に係る二酸化炭素排出係数については、当該発電バランシンググループの発電量調整供給契約単位の平均係数を使用することとする。

なお、調達先との間の契約上特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、その当該調達に係る電力量は発電量調整供給契約単位の平均係数算出上、控除するものとする。

(つづき)

改正後

電気事業者が一般送配電事業者からインバランス供給された電気に係る二酸化炭素排出係数については、一般送配電事業者が算出し、国が公表する係数又は全国平均係数を使用することとする。(沖縄地域については、原則、沖縄電力(株)が算出し、国が公表する一般送配電事業者の係数を使用することとする。)

議題3関連

3. 調整後二酸化炭素排出量の調整方法

調整後二酸化炭素排出量は、電気事業者が償却前移転等した京都メカニズムクレジット等(別紙7参照)を以下の方法により把握し、これらを、実二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したもののから控除して得た量とする。

(1) 自ら償却前移転等した京都メカニズムクレジット等

償却前移転等した京都メカニズムクレジット等の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、実二酸化炭素排出量から当該量を控除するとともに、根拠資料(表7、表9)に必要事項を記載し提出する。

議題2関連

3. 調整後二酸化炭素排出量の調整方法

調整後二酸化炭素排出量は、電気事業者が**排出量調整無効化等**した**国内及び海外認証排出削減量等**(別紙6参照)を以下の方法により把握し、これらを、実二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したもののから控除して得た量とする。

注)調整後排出係数の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量等については、温対法第26条に基づき特定排出者が国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

(1) 自ら**排出量調整無効化等**した**国内及び海外認証排出削減量等**

排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、実二酸化炭素排出量から当該量を控除するとともに、根拠資料(表7、表9、表11)に必要事項を記載し提出する。

注)自らが他者の代理として排出量調整無効化等を実施した場合には、その国内及び海外認証排出削減量等については、自らの調整後排出係数の算出に用いることはできない。

3. 調整後二酸化炭素排出量の調整方法

(2) 他者から調達した電気に係る償却前移転等された京都メカニズムクレジット等

他者から調達した電気に関し、当該他者が京都メカニズムクレジット等を償却前移転等している場合には、当該他者から供給を受けた電気に係る実二酸化炭素排量から、当該量を控除するとともに根拠資料(表8、表10)に必要事項を記載し提出する。

ただし、根拠資料(表8、表10)に記載された京都メカニズムクレジット等については、当該根拠資料の提出者以外の者が重複して調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることはできない。

(3) 京都メカニズムクレジット等の償却前移転等期間について

調整後二酸化炭素排出量の調整に用いられる京都メカニズムクレジット等は、係数算出対象年度中に償却前移転等されたものを対象とする。

また、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に償却前移転等がなされた京都メカニズムクレジット等については、係数算出対象年度内に償却前移転等されたものとみなし、調整後二酸化炭素排出係数の算出に用いることができるものとする。

ただし、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に償却前移転等がなされ、係数算出対象年度内に償却前移転等されたものとみなされた京都メカニズムクレジット等については、係数算出対象年度の翌年度以降の調整後二酸化炭素排出係数の算出に用いることはできない。

議題2関連

3. 調整後二酸化炭素排出量の調整方法

(2) 自らの代わりに他者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等

他者が自らの代わりに国内及び海外認証排出削減量等を排出量調整無効化等(「代理償却」という。以下同じ。)した場合には、排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、実二酸化炭素排出量から当該量を控除するとともに、根拠資料(表8、表10、表12)に必要事項を記載し提出する。

注)代理償却をおこなった他者が電気事業者である場合、根拠資料に記載された国内及び海外認証排出削減量等を当該他者の調整後排出係数の算出に用いることはできない。

(3) 国内及び海外認証排出削減量等の排出量調整無効化等期間について

調整後二酸化炭素排出量の調整に用いられる国内及び海外認証排出削減量等は、係数算出対象年度中に排出量調整無効化等されたものを対象とする。

また、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に排出量調整無効化等がなされた国内及び海外認証排出削減量等については、係数算出対象年度内に排出量調整無効化等されたものとみなし、調整後二酸化炭素排出係数の算出に用いることができるものとする。(新規参入者の算出期間については別紙1を参照。)

ただし、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に排出量調整無効化等がなされ、係数算出対象年度内に排出量調整無効化等されたものとみなされた国内及び海外認証排出削減量等については、係数算出対象年度の翌年度以降の調整後二酸化炭素排出係数の算出に用いることはできない。

注)京都メカニズムクレジットについては、京都議定書第一約束期間の調整期間終了に伴い、平成27年11月18日までに償却前移転されたもののみ、調整後二酸化炭素排出係数の算出に用いることができるものとする。なお、本通達を改正した平成28年8月●日以降に京都メカニズムクレジットを算出に用いることができるのは、平成27年4月から11月18日の期間に新規参入した電気事業者に限られる。

4. メニュー別排出係数の算出方法

別紙9に定める方法によりメニュー別固定価格買取調整後二酸化炭素排出量を算定したのち、電気事業者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等を料金メニューごとに控除して、メニュー別調整後二酸化炭素排出量を算定する。最後に、メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、料金メニューごとの販売電力量に除してメニュー別排出係数を算出する。以上のメニュー別排出係数の算出にかかる内訳を、表1(メニュー別)から表13(同前)までに記載して提出する。

前年度結論

6. 前年度報告との比較・分析

実排出係数及び調整後排出係数の報告に当たっては、前年度報告実績を併記するとともに、前年度との差異についてその要因を分析し、理由も付記して報告する。

その他

昼夜別係数について

1. 基本的考え方

- 電気事業者が一般電気事業者より調達して需要家に供給(小売)した電気(電源等を特定していない電気に限る。)については、当該電気を昼間(8-22時)、夜間(22-翌8時)に区分して実二酸化炭素排出量を算定することができる。
- 具体的には、当該電気の調達先の一般電気事業者の実排出係数に、対全日昼間係数又は対全日夜間係数を乗じて昼夜別係数を反映した排出係数を得て、これらの係数に、それぞれの時間帯において購入した電力量を乗じて実二酸化炭素排出量を求める。
- このとき、一般電気事業者の実排出係数、対全日昼間係数及び対全日夜間係数は、それぞれ係数算出対象年度の前年度のものを使用する。
- 対全日昼間係数及び対全日夜間係数は、毎年度見直しを行う。

2. 対全日昼間係数及び対全日夜間係数の算出等

- 対全日昼間係数及び対全日夜間係数については、電気事業連合会において一般電気事業者の係数算出対象年度の前年度実績に基づき下記のように算出し各一般電気事業者が、当該一般電気事業者から電気を調達した電気事業者に提供する。

全日1.0に対し、対全日昼間係数 \times . \times \times 、対全日夜間係数 Δ . Δ Δ

議題1関連

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる京都メカニズムクレジット等について

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる京都メカニズムクレジット等は、以下のとおりとする。

○京都メカニズムクレジット

①AAU（温対法第2条第6項第1号に規定される割当量）

京都議定書第3条第7項及び第8項の規定に基づいて計算された京都議定書附属書I国（以下、「附属書I国」という）の初期割当量について、附属書I国の国別登録簿に発行したクレジット）

②ERU（温対法第2条第6項第3号に規定される排出削減単位）

京都議定書第6条に基づき行われるJIプロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、JIプロジェクトが行われた国のAAU又はRMUが転換されて、同国の国別登録簿に発行されるクレジット

③CER（温対法第2条第6項第4号に規定される排出削減量）

京都議定書第12条3（b）に基づき行われるCDMプロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、CDM理事会の指示によりCDM登録簿の保留口座（pending account）に発行されるクレジット

④RMU（温対法第2条第6項第2号に規定される割当量）

京都議定書第3条第3項及び第4項に規定する吸収源活動に関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、国別登録簿に発行されるクレジット

○国内認証排出削減量

①平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量

② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量

その他、報告命令第1条第5号における、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量のうち、温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会において、別途検討し、定めるもの。

ただし、発電した電力を系統に送電する取組により削減された温室効果ガスの量を認証する可能性のある方法論（排出削減又は吸収の方式ごとに、適用する技術、適用範囲、排出削減又は吸収量の算定や当該算定根拠に係る計測方法等を規定したもの）に基づいて算定、認証をされた温室効果ガスの量を除く。

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等について

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる国内認証排出削減量等は、以下のとおりとする。

○国内認証排出削減量

- ① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量
- ② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
- ③ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成25年4月1日から平成33年3月31日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
 その他、報告命令第1条第5号における、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量のうち、温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会において、別途検討し、定めるもの。

ただし、発電した電力を系統に送電する取組により削減された温室効果ガスの量を認証する可能性のある方法論（排出削減又は吸収の方式ごとに、適用する技術、適用範囲、排出削減又は吸収量の算定や当該算定根拠に係る計測方法等を規定したもの）に基づいて算定、認証をされた温室効果ガスの量を除く。

○海外認証排出削減量

二国間オフセット・クレジット制度（海外における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされ、かつ日本国政府及び当該取組が実施された国の政府（以下「両国政府」という。）が国際的に表明したそれぞれの温室効果ガス緩和努力の一部として使用できることを相互に認めた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて両国政府が合同で運営するものが、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして両国政府に対して通知をし、日本国政府又は当該取組が実施された国の政府が、当該通知に基づき認証をし、適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量。

○京都メカニズムクレジット

- ① A A U（温対法第2条第6項第1号に規定される割当量）
 京都議定書第3条第7項及び第8項の規定に基づいて計算された京都議定書附属書I国（以下、「附属書I国」という）の初期割当量について、附属書I国の国別登録簿に発行したクレジット）
- ② E R U（温対法第2条第6項第2号に規定される排出削減単位）
 京都議定書第6条に基づき行われるJ Iプロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、J Iプロジェクトが行われた国のA A U又はR M Uが転換されて、同国の国別登録簿に発行されるクレジット
- ③ C E R（温対法第2条第6項第3号に規定される排出削減量）
 京都議定書第12条3（b）に基づき行われるC D Mプロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経てC D M理事会の指示によりC D M登録簿の保留口座（pending account）に発行されるクレジット
- ④ R M U（改正前温対法第2条第6項第2号に規定されていた割当量）
 京都議定書第3条第3項及び第4項に規定する吸収源活動に関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、国別登録簿に発行されるクレジット

（注）京都議定書第一約束期間の調整期間終了に伴い、平成27年11月18日までに償却前移転されたもののみ算出に用いることができるものとする。なお、本通達を改正した平成28年8月●日以降に京都メカニズムクレジットを算出に用いることができるのは、平成27年4月から11月18日の期間に新規参入した電気事業者に限られる。

メニュー別排出係数について

1. 基本的考え方

- 電気事業者は、メニュー別排出係数の告示を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者別（事業者全体）の実二酸化炭素排出係数及び調整後二酸化炭素排出係数とあわせて、経済産業省及び環境省に提出する。
- メニュー別排出係数の告示を希望する電気事業者は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューにかかる係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別排出係数を作成する。その際、「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューにかかる係数」を作成するにあたっての料金メニューは、実際の販売に供する料金メニュー（以下「販売メニュー」という）の一部を取り出したり、複数の販売メニューを類型化する方法により設定する。（販売メニューを類型化させて設定した料金メニューを「係数用メニュー」という。以下同じ）
- なお、メニュー別排出係数について、事業者別（事業者全体）として単一のメニューで排出係数を報告することも可。その際、係数算定の方法は事業者別の実二酸化炭素排出係数及び調整後二酸化炭素排出係数と同様であるが、報告・公表時期については「3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について」に従う。
- 係数用メニューの設定にあたって販売メニューをどのように類型化させるかは電気事業者の任意であるが、電気事業者は、それぞれの係数用メニューと電気の調達先の事業者等との関連づけを明確にしたうえで類型化する。
- 電気事業者は、上記の関連づけに基づいて、当該電気事業者全体の実二酸化炭素排出量と販売電力量とを係数用メニューごとに仕訳したうえでメニュー別実二酸化炭素排出量を算定し、そのメニュー別実二酸化炭素排出量を固定価格買取制度買取電力量等による調整を行って得られたメニュー別調整後二酸化炭素排出量をメニュー仕訳後の販売電力量で除することにより、メニュー別排出係数を算出する。
- 経済産業省及び環境省は、電気事業者から提出されたメニュー別排出係数の内容を確認したのち、当該電気事業者の調整後排出係数としてメニュー別排出係数を告示するその際に、事業者別の調整後排出係数は「参考値」として告示する。

2. メニュー別調整後二酸化炭素排出量の算定についての具体的な手順

- (1) メニュー別実二酸化炭素排出量を、根拠資料（表1～表6、メニュー別）ごとに、以下①～⑥の方法により算定し、各々の方法による算定結果を合計する。
 - ① 表1（燃料種ごとの燃料使用量が把握できる場合）
 - ・ 事業者全体における燃料種ごとの燃料使用量を係数用メニューごとに仕訳し、燃料種ごとの事業者全体の実二酸化炭素排出量をメニュー仕訳後の燃料使用量で按分する。
 - ② 表2（燃料種ごとの総発熱量が把握できる場合）
 - ・ 事業者全体における燃料種ごとの総発熱量を係数用メニューごとに仕訳し、燃料種ごとの事業者全体の実二酸化炭素排出量をメニュー仕訳後の総発熱量で按分する。
 - ③ 表3（燃料種ごとの受電電力量が把握できる場合）
 - ・ 事業者全体における燃料種ごとの受電電力量を係数用メニューごとに仕訳し、燃

料種ごとの事業者全体の実二酸化炭素排出量をメニュー仕訳後の受電電力量で按分する。

- ④ 表4（燃料区分及び総発熱量が把握できる場合）
 - ・ 事業者全体における燃料区分ごとの総発熱量を係数用メニューごとに仕訳し、燃料区分ごとの事業者全体の実二酸化炭素排出量をメニュー仕訳後の総発熱量で按分する。
- ⑤ 表5（燃料区分及び受電電力量が把握できる場合）
 - ・ 事業者全体における燃料区分ごとの受電電力量を係数用メニューごとに仕訳し、燃料区分ごとの事業者全体の実二酸化炭素排出量をメニュー仕訳後の受電電力量で按分する。
- ⑥ 表6（受電電力量及び事業者別実二酸化炭素排出係数が把握できる場合）
 - ・ 事業者全体における調達先の事業者等ごとの受電電力量を係数用メニューごとに仕訳し、メニュー仕訳後の受電電力量に調達先の事業者等の実二酸化炭素排出係数を乗じて算定する。
 - ・ なお、事業者別排出係数を算出する際には二酸化炭素を排出しない太陽光発電設備等により発電された電気の調達にかかる電力量は表6への記載を必ずしも要しないが、メニュー別係数の算出・公表にあたっては当該情報は国の確認事項としてその電気が自社電源由来か他者電源由来かを問わず必要であるため、表6（メニュー別）へ調達にかかる電源種別（太陽光、風力等）の電力量を記載することとする。ただし、固定価格買取制度による電気調達にかかる二酸化炭素排出量は下記(2)②の段階で算出・加算するため、表6（メニュー別）へは固定価格買取制度による電気調達分の情報は含めないこととする。

(2) メニュー別固定価格買取調整後二酸化炭素排出量を、以下①～⑥の手順により算定する。なお、算定の過程は表13(メニュー別)に記載する。

- ① 固定価格買取制度による買取電力量(全国総量)に当該電気事業者の販売電力量の対全国比を乗じて、固定価格買取制度による自社の標準的な買取電力量を求めたのち、当該標準的な買取電力量に全国平均係数を乗じて、固定価格買取制度による電気調達にかかる二酸化炭素排出量(標準的な買取電力量に応じたもの)を算定する。
- ② 固定価格買取制度による自社・買取電力量に全国平均係数を乗じて固定価格買取制度による電気調達にかかる二酸化炭素排出量(実際の買取電力量に応じたもの)を算定する。さらに、固定価格買取制度による自社・買取電力量を係数用メニューごとに仕訳し、メニュー仕訳後の当該買取電力量に全国平均係数を乗じて固定価格買取制度による電気調達にかかるメニューごとの二酸化炭素排出量(実際の買取電力量に応じたもの)を算定する。
- ③ メニュー仕訳後の固定価格買取制度による自社・買取電力量にメニューごとの販売電力量(固定価格買取制度による電気調達分を除く)^(注)を合算してメニューごとの販売電力量(固定価格買取制度による電気調達分を含む)を算出する。

(注)販売電力量(使用端における電気の供給量)は、以下(i)～(iii)の手順で発電電力量(または受電電力量)を調整することにより求めることとする。

- (i) 2.(1)①～⑥の各方法によるメニュー別実二酸化炭素排出量の算定の際に、自社電源に由来する電気にかかる発電電力量(または他者から調達した電気にかかる受電電力量)を係数用メニューごとに仕訳し、各方法による発電電力量(または受電電力量)をメニューごとに合計する。
- (ii) 当該電気事業者における発電電力量(または受電電力量)の合計値と、当該電気事業者の販売電力量(固定価格買取制度による電気調達分を除く)との差異を求める。
- (iii) 上記(ii)で得られた差異を上記(i)で得られたメニューごとの発電電力量(または受電電力量)に応じて按分したうえで控除することにより、販売電力量との差異を調整する。

- ④ 上記(1)で得られたメニュー別実二酸化炭素排出量に、上記②で得られた固定価格買取制度による電気調達にかかるメニューごとの二酸化炭素排出量(実際の買取電力量に応じたもの)を合算して、メニューごとの実二酸化炭素排出量(固定価格買取制度による電気調達分を含む)を算定する。
- ⑤ 上記①で得られた固定価格買取制度による電気調達にかかる二酸化炭素排出量(標準的な買取電力量に応じたもの)を、メニューごとの販売電力量(固定価格買取制度による電気調達分を含む)に応じて按分する。
- ⑥ 上記④で得られたメニューごとの実二酸化炭素排出量(固定価格買取制度による電気調達分を含む)から、上記⑤で得られた固定価格買取制度による電気調達にかかるメニューごとの二酸化炭素排出量(標準的な買取電力量に応じたもの)を控除する。

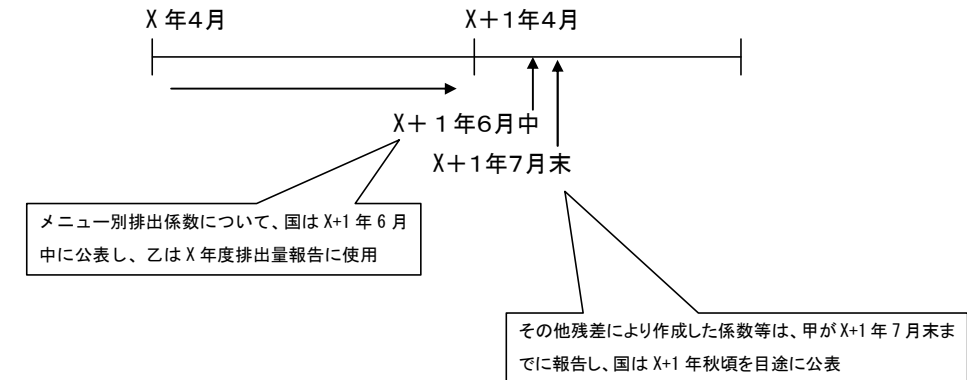
※上記⑥における計算結果がマイナスとなる係数用メニューについては、そのメニュー別固定価格買取調整後二酸化炭素排出量をゼロとみなす。

(3) メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記(2)で得られたメニュー別固定価格買取調整後二酸化炭素排出量から、電気事業者が償却前移転等した京都メカニズムクレジット等を控除することにより、算定する。

3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について

メニュー別排出係数の公表を希望する者については、料金メニュー別に販売する当該年度の排出係数について、以下の方法により算出等を行う。

- メニュー別排出係数の公表を希望する者(甲)は、排出量算定対象年度(X年度)に甲が需要家(乙)に供給した電気について排出係数を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初(X+1年6月半ば頃を想定。)までに国に提出。
- 国は、X+1年6月中に乙がX年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表。
- 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて公表時以降、排出量を報告することも可能であるし、公表前に代替値その他実測値等を用いて排出量を報告することも可能。
- なお、メニュー別排出係数のうち「残差により作成した係数」及び事業者別(事業者全体)の実二酸化炭素排出係数及び調整後排出係数については、排出量算定対象年度の翌年度の7月末までに国に提出することとする。
- 国は、X+1年秋頃を目途に「残差により作成した係数」及び事業者別(事業者全体)の実二酸化炭素排出係数について公表する。



※「残差により作成した係数」については、需要家(乙)はX年度に購入した電気にX-1年度の実績に基づいた排出係数を乗じて排出量を報告する。

ただし、メニュー設定初年度は、X-1年度の実績に基づいた「残差により作成した係数」が存在しないため、需要家(乙)は、事業者別の調整後排出係数を用いて報告する。